相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区向島二丁目二五番地四、最後の住所東京都墨田区錦糸一丁目一二番一五―四〇九号　被相続人　亡　玉橋　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

事務所東京都千代田区平河町二丁目一六番六号ｊｅＶビル九階隼町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍等朝鮮、最後の住所東京都葛飾区新小岩四丁目一二番四号ハイツシムラ一〇一　被相続人　亡　岩本貫南生こと　李　奎燊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

事務所東京都千代田区平河町二丁目一六番六号ｊｅＶビル九階隼町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区上北沢三丁目一一〇番地、最後の住所東京都世田谷区上北沢三丁目一三番一四号　被相続人　亡　飯嶋　道雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥原　玲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区成城二丁目四番、最後の住所東京都世田谷区成城一丁目三三番一号　被相続人　亡　岡　正信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉羽真一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区粕谷三丁目三二番、最後の住所東京都世田谷区粕谷三丁目三二番一五号　被相続人　亡　種市　昭雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　仁史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区東池袋二丁目二八四三番地、最後の住所東京都豊島区東池袋二丁目四二番一一号　被相続人　亡　菊池　政道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

事務所東京都千代田区麹町三丁目一二番七号麹町エイチティーズビル五階佐藤三郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区高砂五丁目三四番地、最後の住所東京都国立市富士見台三丁目七番地三―五―一〇九　被相続人　亡　池田　賀一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

東京都新宿区四谷一丁目二三番地五ＫＤＸ四谷ビル四階山﨑総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　北代八重子

（登録姓　石田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区新川一丁目八番地、最後の住所神奈川県小田原市早川一丁目三番地の一〇シーサイドハイツ四〇二　被相続人　亡　小原　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号三の丸ビル　弁護士法人小田原三の丸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中川裕貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南巨摩郡南部町福士三三〇二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　旗持隆一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

山梨県甲府市相生一丁目一番二〇号清田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀内　寿人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺一三四七番地一三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　内田　靖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

山梨県甲府市相生一丁目一番二〇号清田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堀内　寿人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市千種区豊年町九〇一番地、最後の住所名古屋市千種区豊年町九番一八号ファミリアーレ千種六〇四号　被相続人　亡　米田　勝己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十六日

事務所岐阜県羽島郡笠松町清住町三九番地岐阜南法務事務所

相続財産管理人　谷口　佳久

第47期決算公告

平成25年9月26日　東京都港区港南一丁目8番40号

株式会社平山

代表取締役　平山　善一

貸借対照表の要旨　（平成25年6月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,577,224	流動負債	1,236,921
固定資産	349,594	固定負債	523,148
有形固定資産	99,046	株主資本	1,162,072
無形固定資産	714	資本金	100,000
投資その他の資産	249,834	資本剰余金	16,000
		その他資本剰余金	16,000
		利益剰余金	1,080,827
		利益準備金	18,873
		その他利益剰余金	1,061,954
		自己株式	△34,755
		評価・換算差額等	△1,870
		新株予約権	6,546
資産合計	2,926,818	負債・純資産合計	2,926,818

（注）当期純利益　182,522千円